自動車売買契約書　　（例）

第１条（本契約の目的）売主　国土　一郎　(以下、甲)が所有の自動車を買主　運輸　太郎　(以下、乙)に売り、乙はこれを甲より買い受けるものとする。

第２条（名義変更）当該車両の移転登録申請は、平成 20　年 3　月　20 日までにおこなうものとする。甲は乙に名義変更に必要な書類を渡すものとする。その、書類の取得にかかる負担は甲が負担する。乙は名義変更に要した費用を負担するものとする。又、甲は、必要な書類を乙に請求された時は乙に協力するものとする。

第３条（登録後車検証の交付）乙は移転登録後の新車検証の写し(コピー)を、平成 20 年 3 月 30　日までに甲に渡すことを約するものとする。これに違反したときは甲に乙は 50,000 円を支払わねばならない。

第４条(車両引き渡し日と車両引き渡し後の事故) 車両の引き渡しは、平成 20 年 1 月 20 日とする。引き渡し時には、甲と乙は、当該車両に同乗し、必ず走行を試し、甲は乙に操作上の疑問に答えることとする。　車両引渡し後の事故等については、乙の責任においてすべての処理をおこない、乙は甲に一切の迷惑をかけないものとする。

第５条（売買代金と支払方法）乙が甲に支払う売買代金は、車両価格 500,000　円及び、その他の自動車税等　　35,600 円の合計額 53.5600 円を支払う。支払い先は、甲指定の銀行口座とし、平成 20 年 1 月 20 日までに振り込みを完了するものとする。

第６条（契約解除損害金）甲乙の一方が契約の解除を申立てた際には、契約者の相手に対して、遅滞なく　損害金 100,000 円を支払うものとする、ただし甲の管理責任により引渡し日までに当該車両に大きな変化があった場合は、乙は損害金なしに契約解除できるものとする。

第７条（瑕疵担保期間）瑕疵担保期間内は引き渡しの日から６カ月とし、乙の責任とはならない瑕疵が発見された場合は、甲の責任においてこれを修理するものとする、ただし、特約事項に瑕疵修理時の負担割合に記載があったときは、記載のとおり負担を分け合うものとする。

第８条（その他）本契約に定めのない事項が生じた時には信義誠実の原則に従い、双方誠意をもって協議し解決するものとする。

第９条本契約に関し、万一訴訟等を提起する場合は、甲が居住の管轄裁判所とする。

第 10 条（特約事項）

瑕疵担保割合　甲 70%乙 30%とする

この契約にあたり、名義変更等が確実に実行できる状態にあるかどうか確認し甲乙で話し合う。

売買対象車両

登録番号札幌 501 さ 1234　車台番号　U66W-0001770　(走行距離)55.235　km(　車検満了日)平成 21 年 3 月 31　日

上記契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲乙双方署名捺印し、各自 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 1 月 15 日

いわゆる諸費用　自動車税、自賠責保険料、重量税の未経過分の月割。リサイクル料など話し合ってください。未経過分は買主の負担のケースが多い。

売主(甲)住所札幌市白石区東札幌４条１０丁目５番１０号　電話　011-881－＊＊＊＊

氏名　　国土　一郎　　㊞　国土

買主(乙) 住所札幌市東区北 28 条東 1 丁目 2 番 3 号　　電話　011-866－＊＊＊＊

氏名　　運輸　太郎　　㊞　運輸

※　必ず自動車検査証のコピーと運転免許証のコピーをこの契約時に添付するようにした方がよい。